

支部ニュース

2019年6月 No.547

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 山添拓参議院議員 情勢報告・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓 1
- 在日コリアン弁護士に対する無差別・
大量懲戒を人種差別と認めた東京高裁判決・・・・・・・・金 竜介 3
- 9条改憲NO！3000万人署名 渋谷共同法律事務所の継続する取り組み・・萩尾健太 4
- 「6・12大集会」にご参加を！・・・・・・・・・・・・・・・・島田修一 5
- 「警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法」住民訴訟、
公正判決を求めるハガキにご協力ください！・・・・・・・・青龍美和子 7
- 労働委員会講座の告知・・・・・・・・・・・・・・・・片木翔一郎 7
- 「自由法曹団員として」・・・・・・・・・・・・・・・・藤原朋弘 9
- 6月10日、教科書採択スタート集会です♪・・・・・・・・中川勝之 10
- 6月27日北千住地域幹事会にご参加下さい・・・・・・・・野澤裕昭 11
- サマーセミナー（8月23日～24日）のご案内～講師は白井聡氏に決定！～・・小部正治 11
- 5月幹事会議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12



山添拓参議院議員 情勢報告

第1 山添議員からの報告（5月30日の団支部幹事会において）

1 現在の国会情勢

現在の国会は、6月26日の会期末に向け、一部ハレーションはあるものの、概ね淡々と法案審議・採決を行っている状況である。対決法案もそれほど多くなく、与党としては法案審議を早く終え、盛り上がりのない状況のまま終えたい、という魂胆であろう。

与党は、予算委員会も開こうとしない。参議院規則上、委員の3分の1以上の要求があれば、予算委員会を開催

しなければならないが、これも拒否し、国会での審議を徹底して避けようとしている。

衆議院の解散については、行うのであれば、6月19日の党首討論の場又はその後に宣言するのではないかと。しかし、翌週にG20が実施されるため、それ以降の可能性もある。いずれにしても、確たる情報はなく、詳細は不明である。

自民党の二階幹事長は、解散の理由は1日もあれば考えつくだろうとも発言しており、突然の解散宣言も十分ありうる。

2 改憲問題について

4月末までは、憲法審査会を開催させなかった。与党は、3月末まで、憲法審査会の幹事懇談会を職権で開催していたが、それに野党は反発し、結局議論は進められなかった。そのため、4月末に与党側が謝罪をし、民放連のヒアリングを実施することとなった。

安倍首相は、5月3日、憲法フォーラムへメッセージを送り、2020年に改正憲法の施行を目指すことは変わらない、と述べる。他方で、同日付の産経新聞のインタビューでは、改憲はスケジュールありきではない、と述べており、二枚舌である。

5月9日に実施された憲法審査会では、民放連を呼んで意見聴取を行った。国民投票法では、投票日14日前以前はCM規制がないため、自主規制を求めることになっていたが、民放連は法



規制も自主規制も消極的である。民放連としては、CM枠が特定の広告主に買い占められるということは考え難く、一方に偏ることは考えられないとの認識である。

これに対しては、立憲民主党の枝野幹事長が、国民投票法制定時は自主規制が前提であったはずである、(枝野幹事長自身も含め)立法担当者を参考人

として招致し、意見聴取すべきであると指摘した。そもそも、国民投票法制定時には、国民投票を実施する際、改めて最低投票率及びCM 広告規制を議論することとされていた。

共産党は、憲法審査会を開くこと自体が許されないとする立場ではあるが、少なくとも、国民投票法に関する様々な議論があるのだから、与党が提示する改正案だけでなく、野党が提起している対案や問題点について議論すべきという主張に理があるという立場である。

憲法審査会は毎週木曜日に予定されており、その直前に幹事懇が開かれ攻防が続いている状況である。会期末まで木曜日はあと 3 回あり、今国会中に改正法を成立させることはありうる。しかし、与党が職権で開催・採択をしたという事実が残ることになり、今後に影響を与えることから与党は踏みとどまっている状況である。野党としては、あらゆる手段で対抗している状況である。

3 野党共闘

参議院選挙の 32 の 1 人区のうち、29 選挙区で野党統一候補を擁立することができた。残る 3 区のうち、佐賀と鹿児島は調整中である。

市民連合からも政策に関する要望書が提出された。その内容としては、改憲阻止のため改憲発議そのものをさせないこと、辺野古新基地建設の中止と日米地位協定の改定、安保法制や共謀罪法などの立憲主義違反の諸法律の廃止、防衛費の他の予算への振り分け、原発ゼロの実現、消費税率引き上げの中止、最低賃金 1500 円などが盛り込まれている。このような市民の要求を背景に、従前は共産党しか語っていなかった問題を野党各党も国会で取り上げるようになっていく。その意味では前回の参議院選挙から大きく前進しており、これら市民の要求を政党間の政策協定に結びつけることができると考えられる。これは様々なところで野党共闘を迫ってきた成果であり、これら様々な市民の要求を実現していく必要がある。

第2 質疑応答

1 与党が 3 分の 2 を超える議席を有している以上、国民投票法改正の議論をとばして改憲案提示をすることは考えられないのか。

事実上は可能ではあるが、職権で憲法審査会を開催し、強行的に採決する、ということをするれば、国民にマイナスイメージを与えることになるため、さすがにそこまではできないのではないかと。与党としても憲法審査会開催の下地を作る必要がある。

野党としては、物事には順序があり、まずは国民投票法の改正を議論すべきであり、その議論をするなら、大きな問題である CM 規制も議論するのが筋である、との立場である。

3 月の時点では、職権で憲法審査会幹事懇を開いたものの、野党が反発し、議論が進まなかった。これ以上強引な手法で進めることはできず、各党が合意しなければ進められない状況を作り上げたのは、ここまで粘った一つの成果である。

2 衆議院解散の目的は憲法改正か、また解散総選挙の可能性はどの程度か。

憲法改正をするためには 3 分の 2 の議席を確保しなければならないが、参議院選挙では自民党は議席を減らすことが予想される。そのため、衆議院選挙を同時に行い、参議院選挙を覆い隠すことで注目度を薄れさせようと考えている可能性はある。

解散の有無についての正確な情報は無いが、タイミングとしてはこの時期しかないだろう。会期が延長されれば解散総選挙の可能性は高い。

3 不信任決議について

不信任決議を出す場合は、枝野氏から各党に連絡し協議することになっている。

各大臣が海外での外遊を繰り返しており、多額の予算を費やしている等、様々な問題が生じているにもかかわらず、80日以上も予算委員会が開催されず、何ら報告もない。このような状況は異常である。

4 その他

改憲議論は正念場であるが、国会内外で安保法制のときのような盛り上がりがあるかと言え
ばそうではない。国会での議論や資料を共有できる体制を作り、審査会の開催を許さない活動、
開催された場合には傍聴体制を構築することが必要である。

FAX による要望も有効であるから、活用していただきたい。

在日コリアン弁護士に対する無差別・ 大量懲戒を人種差別と認めた東京高裁判決

台東協同法律事務所 金 竜介

1 在日コリアン弁護士に対する無差別・大量懲戒

2017 年 11 月から 12 月にかけて東京弁護士会の 18 名の弁護士に対して、余命三年時事日記という
ブログに煽られた約 960 名の者が懲戒請求を申し立てた（他の都道府県でも同時期に発生）。懲戒請
求の対象とされた弁護士 18 名の内、多くが 2016 年度の東京弁護士会や日弁連の役職にあった者
であったが（全く無関係の弁護士が 1 名）、その他の 8 名は、共通する業務内容がない在日コリアンの
弁護士であった。

懲戒理由は、弁護士会がした朝鮮学校補助金に関する声明が弁護士会の犯罪行為であること、対象
国である「コリアン弁護士会」（正しい名称は「在日コリアン弁護士協会」との連携、これは外患罪
に当たり、売国行為であるというもの）である。

東京弁護士会は「被調査人を懲戒しない」との決定をし、弁護士会の懲戒手続は終了した。

2 懲戒請求者に対する損害賠償訴訟

2018 年 7 月、私ともう一人の在日コリアン弁護士が複数の懲戒請求者を被告とし、それぞれに
対する損害賠償請求訴訟を提起した。

本年 5 月 14 日、その内の 1 件につき東京高等裁判所で控訴審判決が言い渡された。根拠のない懲
戒請求が不法行為となることは、最高裁平成 19 年 4 月 24 日判決があり、不法行為を否定する判決
が出ることはないと考えられた。その上で、私たちが強調したのは、この懲戒請求が、各弁護士の業
務ではなく、弁護士の属性、すなわち、在日コリアンであるということのみで懲戒請求の対象にされ
たということである。人種差別に該当する懲戒請求であることを司法が認定することを私たちは期待
した。

控訴審判決は「本件会長声明の発出主体ではなく、東京弁護士会の役員でもない一審原告が対象弁
護士とされたのは、専らその民族的出身に着目されたためであり、民族的出身に対する差別的意識の
発現というべき行為」として人種差別であることを明確に認定した。

この判決については、慰謝料の算定理由にいくつかの不満はあるものの、上記の点を明確にしたこ
とに大きな意義があると評価している。

3 この問題の根にあるもの

裁判所に出頭した被告たちは、ごくありふれた人たちだった。暴力的な様子は感じられず、「朝鮮人をぶち殺せ」とヘイトデモで叫んでいる人間たちとも違う、おそらくは通常の社会生活を営んでいる人間であろうと思われた。それだけにこの問題の根の深さを感じる。私が生きる社会に在日コリアンを憎悪する人が普通に暮らしていることの恐怖感だ。

弁護士は依頼者のためにがんばるものだから、本来の弁護士業務に集中したいと私は強く思う。しかし、ほとんどの在日コリアン、マイノリティは、人種差別をされても何もできない。私は弁護士であり、大勢の弁護士仲間もいるからできることがある。だからこそこの裁判は続けなくてはいけないと思っている。

私に関するもので数十件、神奈川や東京の弁護士を当事者とする裁判も合わせるとまだ多くの訴訟が続く。多くの人に注目してもらいたい。

9 条改憲NO！ 3000 万人署名 渋谷共同法律事務所の継続する取り組み

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

各種世論調査では、質問の仕方に左右される点もあるが、現政権下での改憲を望まない意見が多数となっている。そのもとで、今国会では改憲の発議はなさそうだ。これは、朝鮮半島の緊張緩和で軍事よりも対話でこそ平和がもたらされることが実証されたことを含め、この間取り組んできた改憲反対運動の一定の成果だと思う。

しかし、安倍政権は改憲をあきらめるところか、天皇代替わり・改元奉祝ムードを利用して、「新時代だから」として9条改憲への執念を燃やしている。来る参議院選挙、あるいは衆参同日選挙で、消費税とともに改憲を争点にして、改憲勢力が3分の2をとれば、改憲が信任されたとして一気に改憲に突き進むものと考えられる。

そんなことをさせないためにも、今がやはり踏ん張りどころだといえる。

自民党改憲素案の中で私が特に危険だと思うのは、すでに憲法72条に内閣総理大臣が行政各部を指揮監督すると規定し、自衛隊法にも同様の規定があるのに、わざわざ9条の2第1項で「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊」としていることである。そこには独自の意味がある。

同条第2項で「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」とされていることと併せ考えると、「その他の統制」として内閣総理大臣の指揮監督として国会の承認をへずして自衛隊を動かせることになる、すなわち、内閣総理大臣の「統帥権」である。

安倍晋三は総理大臣であるうえに4回以上にわたり立法府の長であると自称している。これは、与党が3分の2以上の議席を握るもとで多くの閣法を通してきた安倍自身の本音である。司法府も日弁連推薦などの従来の慣行を破る安倍任命の判事ばかりとなり日の丸君が代訴訟などで高裁までの緻密な理由付けを破棄した異様な判決が出されるに至っている。官僚も内閣人事局の支配下で政治的中立性を失い地方自治体も補助金の差配によって締め上げられている。こうして三権を超える権力を掌握している安倍晋三がさらに時をも支配することを明らかにしたのが自ら決定に関与した今回の改元である。その上

改憲によって統帥権まで握れば、まさに「安倍総統」による独裁の完成となる。

それを許さない取り組みとしてあるのが、安倍9条改憲NO！3000万人署名である。現在、署名は全体としては伸び悩みと言われているが、渋谷共同法律事務所では、この春に約600筆集まり、累計で1800筆以上に達している。これは、この春に依頼者・相談者に発送した事務所ニュースに受取人払いの封筒とともに署名用紙を同封したところ署名が返ってきたことによるものが圧倒的多数である。事務所ニュース同封は過去にも取り組んでいるので、重複署名も少なくないだろう。しかし、重複署名だけで約600筆も達するとも考えられない。従来の事務所ニュース同封署名と比べても多い。知り合いに書いてもらいます、などのお手紙も同封されて返ってきている。改憲の問題を感じた依頼者・相談者があらたに書いたり集めてくれた署名も含まれているのだろう。

また、当事務所は月1回の宣伝行動に取り組んできたが、その際にも、返信用封筒を付けて署名用紙ごと配布したところ、何通も署名が同封されて戻ってきた。

3000万人署名は、まだまだ広げる余地があるし、そうする必要がある。

思い起こせば、80年代当時の総評が集めていた国鉄分割民営化反対5000万人署名は、国労組員を中心に戸別訪問などを行い約3700万筆ほど集まった。今回は、9条改憲という全人民的課題であるのにそれに比べてまだまだ少ない。

皆さんご多忙な折、大変ですが、工夫して頑張りましょう。

「6・12大集会」にご参加を！

旬報法律事務所 島田 修一

- 1 2008年10月、東京の地域・職場・学園にある九条の会の「ネットワークを作り、交流・協力しあって運動を前進させよう」を目標に発足した「九条の会東京連絡会」は、ニュース発行・交流会・学習会を毎月行い、2010年11月には東京連絡会が呼びかけて都内各地の九条の会と実行委員会を作って開催した『東京9条まつり』は3000人で溢れ返りました（会場は大田区産業プラザ）。都内各地で9条を守る運動、平和・民主主義・人権の課題に取り組んでいる個人や団体が一堂に介し、首都東京において9条改憲反対の世論を更に大きく、力のあるものにしていく、を確認しました。その翌年から毎年、東京連絡会は「なかのゼロ大ホール」で大集会を開催し（2017年は杉並公会堂）、平和を守る運動、立憲主義を守る運動、国民主権を行使する運動を力強く進めていくことを確認してきました。そして、今年は後記3の大集会を開催することとしました。
- 2 日本国憲法を破壊してきた安倍政権は今、9条改憲に猛進しています。非軍事・平和の憲法を軍事優先の憲法に変え、戦争への危険な道へとこの国の根本的な進路の転換を迫ってきています。安倍政権のこの姿は、戦争の惨禍が起こることがない日本を築いてきた国民の「決意」に真っ向から歯向かう姿そのものです。「戦争する国に絶対させない」は私たち主権者の決意であり、戦後日本の心です。これに真っ向から敵対する安倍政権の暴走を許すことは絶対にできません。安倍内閣が一番恐れることは、国民の団結した抵抗です。一致団結して安倍内閣の暴走を食い止め、将来の世代に平和な社会を引き継いでいこうではありませんか。また、今年7月の参院選32の1人区のすべてで市民と野党の統一候補を決定して必勝をめざす取り組みが前進しています。与党を過半数割れに追い込めば、安

倍内閣を退陣に追い込むことができます。このことは改憲阻止に確実につながるものです。

- 3 緊迫した対決状況の中で今年の大集会を開催します。私たちの運動は正念場を迎えています。私たちはたたかいの方向と展望を確信し、9条運動の真価を発揮する強固な構えを確立したいと思います。同時に、憲法破壊の政治を取り続けている安倍内閣を退陣に追い込む決起集会にしたいと思います。当日の式次第は以下のとおりです。皆さんのご参加をよろしくお願いします。

記

日時：6月12日午後6時開場、6時半開演、8時半終了

場所：なかのゼロ大ホール（1300名）

名称：「憲法9条、変えさせない 安倍政治は、もう終わり。

6・12大集会」

次第：音楽 沖縄三線：Milk（15分）

パフォーマンス 松元ヒロさん（30分）

講演 渡辺治さん（60分）

地域9条の会（15分）

参加費：999円

チラシ、チケットの申込は東京連絡会にご連絡ください。

T E L 03-5812-4495 F A X 03-5812-4496



「警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法」住民訴訟、公正判決を求めるハガキにご協力ください！

東京法律事務所 青龍 美和子

2016年9月半ば、旅行で訪れた高江で機動隊に引っこ抜かれたことをきっかけに、本監査請求・住民訴訟の弁護団に加わり、同年10月17日、東京都監査委員に住民監査請求を申し入れ、同年12月20日、東京地裁に提訴（原告183名）して以来、約2年半、いよいよ本訴訟も大詰めになってきました。

本年2月27日には沖縄県警警備第2課次席（当時）喜納啓信氏と、沖縄県警警備部長（当時）重久真毅氏の2名に対する証人尋問、3月20日・4月24日には原告側の証人6名（沖縄の弁護士、映像作家、蝶類研究者、高江住民等）・原告本人の尋問を実施し、2016年7月からの高江ヘリパッド建設及び東京都・警視庁からの機動隊派遣の違法性を明らかにしてきました。

いよいよ8月27日に結審し、遅くとも年内には判決が言い渡されるでしょう。沖縄の米軍基地問題に対して、東京でどう向き合うのかが問われています。

大法廷の原告席・傍聴席は毎回傍聴券の抽選がおこなわれるほど満席で、東京都民の関心が高く、裁判所の訴訟指揮に大きな影響を与えています。裁判中も原告団・支援者らが取り組んできた公正判決を求めるハガキですが、結審を控えてさらにパワーアップしました。

ぜひ、「東京都・警視庁の機動隊派遣は違法」との判決を勝ち取るべく、自由法曹団東京支部所属の事務所のみなさまにもご協力をお願い申し上げます。

（実働弁護団員として、宮里邦雄弁護士、高木一彦弁護士、長尾宜行弁護士、八坂玄功弁護士、船尾遼弁護士、私の6人が最終準備書面に向けて奮闘中！）

労働委員会講座の告知

城北法律事務所 片木 翔一郎

私も参加している労働委員会講座の告知をさせていただきます。

みなさんは労働委員会を利用されたことがあるでしょうか。

旬報・城北の若手・中堅弁護士と労働組合関係者で組織している労働委員会講座実行委員会では、若手弁護士と労働組合の結合、後継者の育成、経験の継承などを目的に2017年から労働委員会で不当労働行為救済を勝ち取るための実践的な講座を行っています。

2019年も3月から全三回の予定で行なわれており、第一回、第二回は終わってしまったのですが、8月2日に第三回を予定しています。

最終回である第三回は模擬団体交渉も含めたスペシャルな内容の予定です。

弁護士はもちろん、ぜひ顧問先やつながりのある労働組合にご紹介ください。

また、実行委員も随時募集中で、月一回程度の実行委員会で企画を検討しています。こちらにもご参加ください。

敵の理屈を知り急所を突く
不当性をあばき
労働委員会に
活かす

従業員以外の者
の団交への参加
は認めない

合同労組は、
労組法上の労働
組合じゃない

組合への使用者の攻撃を



団交への参加
は少人数しか
認めない

そもそも妥結す
るつもりがない
という態度

斬る！

第3回 8/2 (金) 19:00～ 模擬団交

2019年上半期

労働委員会講座
第2回

5月31日(金)

19:00～

旬報法律事務所

報告

高橋寛弁護士

(旬報法律事務所)

講師

佐々木亮弁護士

(旬報法律事務所)

小山内文春さん

(元東京都労働委員会労働者委員)

定員30名 参加無料

要事前申込

懇親会3000円

(弁護士5000円)

団交・労働委員会に
関する質問は何でも
受けて立ちます。

(申込フォームにて質問募集中)



主催 労働委員会講座実行委員会

事務局：弁護士 伊藤安奈 (いとうあんな)

(旬報法律事務所)

Tel03-3580-5311/fax03-3592-1207

弁護士 結城 祐 (ゆうきたすく)

(城北法律事務所)

Tel03-3988-4866/fax03-3986-9018

「画像は第2回の告知用に使用したものです」

「自由法曹団員として」

代々木総合法律事務所 藤原 朋弘

1 はじめに

初めまして。私は、今年の1月に弁護士登録をして代々木総合法律事務所に入所した71期弁護士の藤原朋弘と申します。最近色んな団体に顔を出した時に年齢を言うとチヤホヤされることがわかったのでここでも年齢を言います。25歳です。入所してからはや5か月が経ち、わからないことはまだまだ多いですが、それでも徐々に仕事に慣れ始めてきたかな～という感じですが、今日は自己紹介の機会をいただいたので、少しですが自己紹介させていただきます。



2 弁護士になろうとしたきっかけ

私は特になにかこれやりたいとかこの問題を解決したいなどの大義名分があって弁護士を目指したわけではありません。高校生の頃、なんとなく潰しが効きそうだと思って法学部法律学科に進学し、せっかく法学部に入ったのだからと司法試験受験生向けの講座を受講したのが今につながっているのだと勝手に思っています（余談ですが法学部に入った当初の新歓では大多数の人が弁護士になりたいと言っていたような記憶があります。みんなどこに行ったのでしょうか）。大学3年生の進路選択の時期、公務員になろうかロースクールに進学しようかと悩んでいた際、労働法の授業でアスベスト被害者の遺族の方のお話を聞いて世の中にはこんなに苦しんでいる人たちがいるんだと知り、弁護士になってアスベスト訴訟に関わってみたいと思って本気で弁護士を目指すことにしました。

3 自由法曹団を知ったきっかけ

弁護士を目指した方がいいものの司法試験は当然生易しいものではなく、司法試験に向き合うだけで精いっぱいでしたので、ロースクール時代になにか活動しようとは微塵も思わず、司法事件を受験するまでは自由法曹団はおろか青法協すら知りませんでした。受験後友人に勧められて70期の7月集会に行ってみてそこで初めて自由法曹団で活躍している先生方に会いました。

その後は、アスベスト訴訟に関わってみたいという思いもあり、また、授業でとった労働法が楽しくて労働者側で弁護士をやってみたいと思って、団系の事務所への就職がとんとん拍子で決まると、そんな経緯です。今では、団員として労働問題委員会と構造改革PTの一員として頑張っています！

4 自由法曹団員として

以上の経緯からもわかるとおり、私は政治にも疎く、漠然と労働者側で弁護士をやってみたいとの理由で団系の事務所に入りたいわゆるにわかです（にわかという言葉は嫌いですが）。こんなにわかでも修習中に新聞や本を読んで色んな社会問題を勉強し、7月集会の事務局長として活動して、今の安倍政権に強い怒りを感じています。

この前の団の5月集会で沖縄の新垣先生が、「今の若者は怒らなさすぎる。もっと怒りを、感情を爆発させなさい」と仰っていたことがとても印象に残っています。団員として今感じている怒りを爆発させ、安倍政権を退陣に追い込むような活動ができればと思っています。また、日本社会の岩盤を切り崩す構造改革や労働法制改悪、憲法改悪、福祉の切り下げ、徐々にマジョリティ化しつつある相対的貧困など解決しなければならない大きな問題が山積みです。こうした大きな問題を解決しない限り日本はいい方向に向かうとは思えないので、団員として身近な人にも寄り添いつつ、大局的な視野に立った活動もしていきたいです。

まだ色々な面で不勉強なところもあり、ご迷惑をおかけすると思いますが今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

6月10日、教科書採択スタート集会です♪

事務局長 中川 勝之

今夏、全国で小学校教科書採択が実施されます。検定教科書がどのように使用されるのかといった市民の関心は高く、とりわけ保護者や教職員は強く関心を寄せています。各教育委員会は今年8月までに教科書を採択することとなっており、多くの地区で採択予定日が決まっています。

東京教科書採択問題連絡会は、教科書の内容や、教育委員会が果たすべき役割についてあらためて考える機会を設け、必要な行動を提起し、採択にむけた運動を全都に広げていく必要があると考えます。来年2020年に中学校教科書、2021年に高校教科書採択と採択年が連続することから、向こう3年間を見通して、草の根から運動を広げていくチャンスです。

これまで各地で進められてきた教科書採択をめぐり、子どもの豊かな育ちを保障する立場からの取り組みを交流し、運動の前進にむけて励ましあう交流集会を開催します。みなさんにぜひご参加いただくことを心からよびかけます。

記

日時：6月10日（月）18：45～20：15

会場：全国教育文化会館（エデュカス東京）地下1階会議室

内容：・基調報告「新学習指導要領にもとづく小学校教科書はどんな内容か」（子どもと教科書全国ネット21 事務局長 鈴木敏夫さん）
・地域での取り組みの報告、小学校・中学校現場からの報告
・行動提起

主催：東京教科書採択問題連絡会

6月27日北千住地域幹事会にご参加下さい

幹事長 野澤 裕昭

団支部では都内各地に積極的に出て行って運動を広げたいと考えています。

その一つの取り組みが地域幹事会です。

6月27日は、JR東日本エリア内の1日平均の駅別乗車人員で10位にもなっている北千住駅がある「北千住」に伺います。その頃は、憲法を始めとする情勢は動いているでしょうし、選挙も衆参同日選挙になっているかもしれません。一番最寄りの北千住法律事務所の団員からの報告は予定していますが、お近くの方は短時間で結構ですので、ご参加下さい。幹事会後には北千住駅西口ペDESTリアンデッキで改憲反対の宣伝をし、懇親会も行います。

記

場 所：東京芸術センター（北千住駅西口から徒歩7分）9階会議室1

幹事会：6月27日（木）14時～17時

宣 伝：17時ころ～18時ころ@北千住駅西口ペDESTリアンデッキ

懇親会：18時～

サマーセミナー(8月23日～24日)のご案内 ～講師は白井聡氏に決定！～

支部長 小部 正治

7月には参議院選挙が予定され、衆参同日選挙も取りざたされています。改憲を目指す勢力とのたたかいは、選挙前・選挙中はもちろん、選挙後も続くでしょう。

こうした情勢の中で、今年のサマーセミナーは行われますが、今一度きちんと学習する立場から、

白井聡京都精華大学専任講師

に基調講演をお願いしました。

白井聡氏は、現在、京都精華大学人文学部総合人文学科社会専攻の専任講師で、専門分野は社会思想・政治学です。東京都の出身で、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業後、一橋大学大学院社会学研究科総合社会科学専攻博士後期課程単位修得退学を経て、博士（社会学）です。主にロシア革命の指導者であるレーニンの政治思想をテーマとした研究を手掛けてきましたが、3. 11を基点に日本現代史を論じた『永続敗戦論——戦後日本の核心』（太田出版）により、第4回いける本大賞、第35回石橋湛山賞、第12回角川財団学芸賞を受賞されています。著書に『未完のレーニン』（講談社、2007年）、『「物質」の蜂起をめざして』（作品社、2010年）、『「戦後」の墓碑銘』（金曜日、2015年）のほか、最近では、『永続敗戦論 戦後日本の核心』（講談社、2016年）、『国体論 菊と星条旗』（集英社、2018年）があります。

基調講演の具体的内容については今後先生と詰めていきますが、私たちの活動に対するアドバイスに

もなり得る刺激的な内容であることには間違いありません。

2 日目には若手団員向け企画も準備しています。

是非、多くの団員のご参加を呼び掛ける次第です。

記

全日程：8 月 23 日（金）13 時～24 日（土）12 時

23 日：13 時～16 時白井先生講演・質疑応答、16 時～17 時半 諸課題討議

24 日：9 時～12 時若手団員向け企画、諸課題討議

場 所：箱根湯本ホテル

5 月幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・米中貿易戦争激化、長期化の様相
- ・欧州議会選挙（23～26 日）、極右など EU 懐疑派伸長、リベラル・環境派も伸び二極化。親 EU 結束できるかがカギ。

イ 国内情勢

- ・衆参同日選の動き強まる。菅官房長官「不信任案は衆院解散の大義になる」。22 日、自民党森山国対委員長「6 月 19 日党首討論」を示唆。野党の内閣不信任案を党首討論後に時期を制約するため？
23 日「朝日」、予想される同日選日程。20 日解散（7 月 14 日投票）、21 日～27 日解散（7 月 21 日投票）。
- ・野党共闘進む。32 の 1 人区中 30 区で野党統一候補決定（29 日）。29 日、市民連合と野党 5 会派が共通政策に署名。「安倍政権が進める憲法改正に反対」「10 月の消費増税中止」「辺野古基地の建設即時中止」「原発ゼロ」など 13 項目。
- ・衆院憲法審査会、立民「CM 規制優先」を主張。自民党国民投票法改正案の採決要求。

2 今後の取組と検討事項

1 5 月集会の感想～憲法平和、労働・・・

（1）将来問題、新人学習会等

- ・どうやって新入団員を増やすか。ロースクール生以前の早い段階から接触を図る重要性。東京支部のセクハラについての取り組みが評価されていた（全国でもやるべきとの意見）。
- ・新人学習会は菅野昭夫さんの話がとてもよかったとのこと。
- ・広渡先生の話は難しかった。

（2）憲法

- ・憲法 1 日目は、色々な意見が出しあえて良かった。中国脅威論や若者への伝え方等について議論できた。弁護士会活動と自由法曹団との連携について話した。若手とベテランとで話し合えて知り合

えたことが良かった。

- ・憲法2日目は、1日目の報告と各地からの情勢報告。メリハリがあって良かった。

(3) 労働

- ・労働1日目は、20条裁判の交流。労働2日目は、解雇の金銭解決、ハラスメント防止法。

(4) 国際

- ・移住労の本多さんの話が面白かった。

(5) 貧困・社会保障

- ・立命館の唐鎌先生の話では、賃金、社会保障、生活保護という基礎から勉強できたが、話題も豊富で面白かった。

(6) ヘイトスピーチ・差別

- ・神奈川支部の団員が中心的に運営し、神奈川新聞の記者の報告もあった。ヘイトスピーチの問題の委員会創設を要望した。

(7) その他

- ・夜に仁比ネットの企画があった。
- ・宿泊施設は良かった。全体の参加は340人。各分科会の部屋は狭かった。

2 憲法・平和

(1) リーフ

- ・東京支部リーフ：残わずか
- ・本部リーフ：順調に普及

(2) 3000万人署名の取り組み

- ・北千住地域幹事会後、駅前宣伝をする。
- ・6月19日（水）～26日（水）を一斉宣伝期間として呼びかける。

(3) 安倍改憲阻止

(4) メーデー

3 弾圧対策本部

4 支部運営

(1) 情報共有、情報発信の強化

(2) セクハラ対策PT

- ・5月29日対策会議実施。相談員メンバー選定していく。
- 8月サマーセミナーで正式に発足。規則を訂正した。
- 支部ニュースの同封について意見は寄せられていない。全国から注目されている。
- 次回、7月18日10時。

(3) 若手PT

- ・今後検討→新人向け+団若手に対して定期的な企画
→サマーセミナーの一つの企画として、若手向けの企画を実施する。
- 5月22日に会議を行った。色々な講師とテーマについてアイデアが出た。
- サマーセミナーの企画に時間がどれほどとれるかという話。
- 経営と人権活動の両立をテーマにする
- 若手企画は2日目の最初にやる方向で、講師の話→若手の問題提起（2、3名？）→ベテラン含めた話へ

(4) 団支部MLの運営状況

5 幹事会活性化

- ・講演、学習、事件報告などを企画する。
- ・6月地域幹事会の準備状況、北千住事務所以外の参加追求。事件・取り組み報告を依頼する団員をピックアップ。

6 サマーセミナー

- ・講師候補 白井聡氏（京都精華大）

『国体論—菊と星条旗』2018年、『永続敗戦論—戦後日本の核心』2016年
国体論は戦前の国体だった天皇が戦後はアメリカに代わったという論。

また、自民党が戦後の穏健な親米保守派から極右＝愚かしい右翼に占拠されたとする。

安保条約、地位協定、密約が憲法の上位にある下で憲法を変えようが護ろうが本質的な違いはない。

国民の中にある対米コンプレックス、アジアに対するレイシズム＝戦後の国体（アメリカ）の正体とする。かなり刺激的。護憲派に対しても疑問を呈している。

考え方は少し違う部分もあるかもしれないが、面白いと思う、レイシズムと対米従属派本来ぶつか
るはずなのに、そこを絡めて話すことが面白い。生業訴訟の支援の呼びかけ人にもなっている。

（幹事会后、連絡して快諾された）

<スケジュール（案）>

1日目 白井さん講演2時間

1時間討論

その後に情勢含めた後半戦討論 1時間

終了

2日目 9時から若手企画、1時間半（講演と意見交換）

残りの1時間半で各課題報告と討論（セクハラ問題、労働問題など）

- ・場所は箱根に決定。

7 支部ニュース（6月号）

<当面の日程>

6月10日（月）18時～ 「安倍改憲を吹っ飛ばせ！—自民党改憲Q&A徹底批判—」

@参議院議員会館1階101号室

6月10日（月）18時45分～ 教科書採択スタート集会@エデュカス東京

6月12日（水）18時30分～ 9条の会東京連絡会「6・12大集会」@中野ゼロ大ホール

6月14日（金）18時30分～ ノルウェーの楽しい選挙@全労連会館

6月15日（土）13時～17時 団本部常任幹事会@文京シビック

6月19日（水）12時～12時45分 憲法共同センター街宣@池袋東口

6月19日（水）～26日（水）安倍改憲反対一斉宣伝週間

6月27日（木）14時～ 団支部幹事会@北千住

全国弁護士グループの先生と職員のごさまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の補償障害等級に達したときにより就業不能も補償**します。

＜月給保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、増補給付1割、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の診査に基づく自賠責補償対象
- 所定の補償障害等級に達したとき、就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増徴率の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜月給保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、補償障害等級補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

大本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取組代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 南本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公営開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(2018-08897, 平成30年11月6日)